

平成20年3月31日

教育委員会規則第9号

（図書館の開館時間）

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、八戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。） 午前9時から午後7時まで
- (2) 日曜日及び祝日 午前9時から午後5時まで
- (3) 土曜日 午前9時から午後5時まで（八戸市立図書館にあっては、午前9時から午後7時まで）

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（条例第4条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に八戸市立南郷図書館及び八戸市図書情報センター（以下「指定管理図書館」という。）の開館時間を変更することができる。

（一部改正〔平成20年教委規則18号・令和8年12号〕）

（図書館の休館日）

第4条 八戸市立図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 水曜日（その日が祝日に当たる場合を除く。）
- (2) 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）
- (3) 館内整理日（毎月末日。ただし、その日が日曜日若しくは土曜日又は祝日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日）
- (4) 図書整理期間（年1回15日以内）

2 指定管理図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に休館日に開館し、又は臨時に休館日以外の日に開館しないことができる。

- (1) 木曜日（その日が祝日に当たる場合を除く。）
- (2) 前項第2号から第4号までに掲げる日

（一部改正〔平成20年教委規則18号・令和8年12号〕）